

医療法人社団明雄会 介護老人保健施設エスパワール秩父 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団明雄会が開設する介護老人保健施設エスパワール秩父（以下「事業者」という。）が実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者が要介護状態あるいは要支援状態と認定された利用者に対し、適正な支援を実施することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たり、介護保険法等に定める基本方針に則り、ケアプラン及び通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画（以下、「サービス計画」という。）に基づいて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活が営めるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に行うものとする。

また、要支援状態の利用者にあっては、日常生活上の支援を行うことで、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行うものとする。
- 3 施設内では明るく家庭的な雰囲気を有し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようなサービスを提供する。懇切丁寧を旨とし、利用者や家族等への説明はわかりやすく行い、療養上必要な事項に関しては、相談し同意の上、実施する。
- 4 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者、地域の団体等と綿密な連携を図り、利用者に総合的なサービスが提供できるように努める。

（施設の名称及び所在地等）

第3条 事業者の名称所在地等は次のとおりとする。

- ①事業所名 介護老人保健施設エスパワール秩父〔通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所〕
②所在地 埼玉県秩父市寺尾2744
③電話番号 0494-22-7026

④管理者 施設長 大貫 忠男

⑤介護保険指定番号 介護老人保健施設（1154980039号）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。必置職については厚生労働大臣の定める基準の員数とする。

① 管理者 1人（常勤、介護老人保健施設「エスピワール秩父」と兼務）

管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

②医師 1人以上（常勤換算、介護老人保健施設「エスピワール秩父」と兼務）

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、健康管理及び日常的な医学的対応を行う。

③理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 0. 2人以上（常勤換算）

理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーションマネジメントを行い、サービス計画を作成するとともに、リハビリテーションの実施、及び指導を行う。

④介護職員 2人以上（常勤換算）

介護職員は、利用者のケアプラン及びサービス計画に基づく介護を行う。

⑤看護職員 1人以上（常勤換算）

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、ケアプラン及びサービス計画に基づく看護を行う。

⑥管理栄養士または栄養士 1人以上（常勤）

管理栄養士または栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

⑦調理員 外部委託

調理員は、必要な調理を行う。

⑧事務員 必要員数

事務員は、必要な事務の処理を行う。

⑨運転手 必要員数

運転手は、施設車を用いて、利用者の自宅と事業者間の送迎、または医療機関受診の際の送迎、その他の必要な運転業務を行う。

⑩施設管理員等 必要員数

施設管理員は、施設や備品の営繕、メンテナンス、清掃業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 営業日 全日
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(利用定員、単位数)

第6条 利用定員数は20人とする。単位は1単位とする。

(通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容)

第7条 ケアプランに基づき、必要な以下のサービスを提供する。

- ① 健康管理・看護
- ② 食事等
- ③ 入浴
- ④ 排泄
- ⑤ その他必要な介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助
- ⑧ サービス計画の立案、同意
- ⑨ 利用者様が選定する特別な食事またはおやつの提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）における送迎
- ⑬ その他

(利用者負担の額)

第8条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 食費として1食670円の支払い受けることができるものとする。（時間延長で夕食を召し上がる場合は550円）
- 3 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

①食事キャンセル料	1食670円
②理美容代	1回2,000円（外部委託）
③他の日常生活上の便宜に係る費用	
日用品費	1日159円
教養娯楽費	1日159円
預金口座振替手数料	1回165円

- | その他必要な費用 | 相当額 |
|--|-----|
| 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）において、第11条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて送迎を実施する場合は、厚生労働大臣が定める送迎加算の費用に加え、通常の送迎の実施地域を超えた地点から片道1kmごとに40円を徴収するものとする。 | |
| 5 前項2、3及び4の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族等に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。 | |

(身体拘束)

第9条 事業者は、そのサービスの提供に当たり、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合は、文書により家族等に判りやすく説明し、同意を得るものとする。
- 3 事業者は、身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況、やむを得なかつた理由等を記録し、保管しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 利用者に事故が発生した場合や病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに医師に連絡する等の措置を講じるとともに、事業者でのサービス提供が困難と判断された場合や専門的な医学的対応が必要と判断した場合には、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関を紹介、もしくは診療を依頼しなければならない。

(通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）における通常の送迎の実施地域)

第11条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）における通常の送迎の実施地域は、秩父郡市とする。ただし、東秩父村を除くものとする。

(苦情解決)

第12条 事業者は、提供したサービスに関して、利用者またはその家族等からの苦情が発生した場合、解決に向けて速やかに必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、苦情相談窓口を開設し、苦情相談担当責任者を配置しなければならない。また、利用者またはその家族等に対して、窓口の連絡先と責任者の氏名を文書で明示しなければならない。

3 苦情解決責任者は、苦情の発生から必要な措置を講じた結果までの内容や経緯等を記録し、保管しなければならない。

(利用に当たっての留意事項)

第13条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用に当たっての留意事項は、以下のとおりとする。

①面会時間

8：30から19：30までとする（緊急時等を除く）。

②差し入れ

利用者の状態により制限する場合がある。

③飲酒・喫煙

利用者の状態により制限する場合がある。

④火気の取扱い

原則禁止とする。

⑤当施設の設備・備品等の利用

利用者の状態により制限する場合がある。

⑥所持品・備品等の持ち込み

危険物と判断できるものや療養の妨げとなるものについては、制限する場合があります。ペットの持ち込みも原則禁止とする。また、金銭や貴重品の管理に関しては、原則利用者の自己管理とする。紛失や盗難等が発生した場合においても、事業者は責任を負わないものとする。

⑦通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用に際し、職員の勤務体制や、施設による送迎を希望する場合は送迎車の都合等の事情により、希望の利用日時に沿えない場合がある。

⑨その他

営利行為や布教活動、特定の政治活動は禁止とする。また、他の利用者の療養の著しい妨げと判断される行為についても、制限する場合がある。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

①防火管理者には常勤の施設職員をあてる。

②火元責任者には常勤の施設職員をあてる。

③非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会

う。

- ④非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- ⑤火災の発生や地震が発生した場合は被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- ⑥防火管理者は施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - (2) 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - (3) 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- ⑦その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務等)

- 第15条 事業者は、職員の質的向上を図るため、研修の機会を定期的に確保しなければならない。
- 2 事業者は、職員に年1回定期的に健康診断を行う。
 - 3 職員は、利用者がその家族等から身体的、心理的等の虐待を受けていることを知った際には、市町村に通報等を行うものとする。
 - 4 職員は、職務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持しなければならない。
 - 5 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 6 事業者は、利用者やその家族等に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスが完結した日から2年間（診療録については5年間）保存するものとする。
 - 7 この規程に定める事項の他、職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人全和会の就業規則によるものとする。

(衛生管理)

- 第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するとともにまん延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
 - 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業者は、地震等の非常災害、虐待、その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。

2 本規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団明雄会理事長と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この運営規程は、令和6年3月1日より施行する。

2 令和6年8月1日 一部改正